東根市学校給食センター維持管理・運営等における包括的民間委託事業

入札説明書等に関する質問回答（２回目）等

令和８年 11 月 11 日

東　　根　　市

※　本入札説明書等に関する質問回答（２回目）の後（うしろ）に、当該質問回答に関連する追記事項を記載しており、これらの追記事項も本事業の入札説明書等の一部として取り扱いますので、留意してください。

＜ 入札説明書に関する質問回答 ＞

番号	項目	頁	章	1	(1)	1)	ア	①	質問	回答
1	最優秀提案社の選定の実施	17	Ⅲ	3					入札書及び入札提案書類の締切が12月14日（月）であり、同月下旬にヒアリングを予定されていますが、ヒアリングに向けた準備期間が限られています。可能な限り準備期間を確保するために、「予定日時（候補）」「事業者発表時間」「質疑応答時間」等についてご教示いただけないでしょうか。	「プレゼンテーション及びヒアリング」は、12月21日午後に開催する予定です。詳細については、追記事項の「プレゼンテーション及びヒアリング実施要領（案）」を参照してください。なお、当該「実施要領（案）」は、現段階での内容であり、正式なものは、提案書の受付時に交付します。
2	賃金変動に伴うサービス購入費の変更	27	Ⅳ	6	(4)				「入札説明書等に関する質問回答（1回目）」の質問番号12において、「現第2期事業において、現行の改定方法では実際の賃金上昇分を十分に賄えず、事業運営に影響が生じているため、今後も安定的かつ継続的な事業運営を確保できるよう、「事業期間に賃金に著しい変動が生じ、運営に係るサービス購入費が不適当となったときは、発注者又は受注者は、指標の変更やサービス購入費の金額等を協議することができる。（最低賃金の上昇額が当事業の指標を上回り賄えない場合等）」の追加をご検討いただきたい旨の質問させていただいたところ、「本入札説明書等に関する質問回答（1回目）等の後（うしろ）の追記事項1を参照してください。」とのご回答をいただきました。しかしながら、追記事項1には該当する記載が見当たりませんでした。追記が漏れているとの認識でよろしいでしょうか。	「給食運営等費相当分」の支払額の改定方法は、入札説明書及び「入札説明書等に関する質問回答（1回目）」の追記事項1のとおりとします。ただし、追記事項1の「Ⅳ6(4) 4)」に「オ 協議事項」として、「市及び事業者が事業契約締結時点で合理的に予測できない特別な事情により、上記イ①及びウに定める改定の指数並びに上記エに定める算出方法（以下、「指数等」と総称する。）が明らかに不適当となり、その事由を事業者が書面により明示した場合には、市及び事業者は指数等の改定について別途協議により定めることができる。」旨の規定を追記します。
3	運営業務に係る価格改定指標	29	Ⅳ	6	(4)	3)	エ		運営業務に係る価格改定指標を全て「最低賃金（山形県）」に変更いただけないでしょうか。	「入札説明書等に関する質問回答（1回目）等」の追記事項1（番号1、12関係）1 入札説明書を以下のように変更します。 「3) 給食運営等費相当分の支払額の改定（光熱水費以外のうちパート人件費以外の部分・固定料金及び変動料金）」を「3) 給食運営等費相当分の支払額の改定（光熱水費以外のうち人件費以外の部分・固定料金及び変動料金）」に変更します。 「4) 給食運営等費相当分の支払額の改定（光熱水費以外のうちパート人件費の部分・固定料金及び変動料金）」を「4) 給食運営等費相当分の支払額の改定（光熱水費以外のうち人件費の

番号	項目	頁	章	1	⑴	1)	ｱ	①	質問	回答
										部分・固定料金及び変動料金）」に変更します。 あわせて、＜様式２４－１＞から＜様式２４－３＞の［パート］を削除します。

＜ 様式集に関する質問回答 ＞

なし

＜ 要求水準書に関する質問回答 ＞

番号	質問	頁	Ⅰ	1	⑴	1)	ｱ	①	質問	回答
4	施設等の更新等に係る調理設備更新業務に関する要求水準	20	1	Ⅱ	3		2)		「前事業で整備された調理設備と同等以上の機能、性能及び品質を確保する」とありますが、同等以上の機能、性能品質を確保した中、機器のランニングコスト等を考慮し食数に適合した能力の機器提案は可能でしょうか？	前事業で整備された調理設備は、既に整備後 20 年を経過しており、ここでの「前事業で整備された調理設備と同等以上の機能、性能及び品質を確保する」とは、① 20 年前と同等の機能、性能及び品質とはいっても、さまざまな箇所において機能、性能及び品質の向上が図られていること、② ランニングコスト等（維持管理費や光熱水費）に配慮すべきであることから、「入札説明書等に関する質問回答（１回目）等」の番号15への回答のとおり、「各年度毎（５月１日時点）の提供対象者数が3,000人以上4,300人以下となること」を前提とすることでよいものとします。
5	冷凍庫の台数について	26	1	Ⅱ	3	(7)	1)		「検食用冷凍庫の数量は３台とする」とありますが、検収室・器具洗浄室１・油庫には２台しかありません。一方、和え物室の蓄冷剤用冷凍庫は２台あり、(7)-6-1)では「冷凍庫の数量は１台とする」となっています。もう１台の冷凍庫は、和え物室の蓄冷剤用冷凍庫１台と認識してもよろしいでしょうか？	「要求水準書Ⅱ３(7)(7)-1」の「1) 検食用冷凍庫の数量は３台とする。」を「1) 検食用冷凍庫の数量は２台とする。」に、「Ⅱ３(7)(7)-3」の「1) パススルー冷蔵庫の数量は１台とする。」を「1) パススルー冷蔵庫の数量は２台とする。」に、それぞれ変更します。
6	食器食缶等修繕・更新（補充）業務	35	1	Ⅲ	6	(4)			「食器・食缶等の修繕・更新（補充）は、全量を選定事業者の負担とする」との記載について、破損等により使用できなくなったものは、事業者負担で修繕・補充を行う認識です。 一方、経年劣化または製品の寿命により全数更新が必要となった場合、更新費用が 50 万円以上の高額となることも想定されます。 その場合、事業者から貴市へ更新を提案させて頂き、貴市の負担にて更新していただくという協議の場を設けさせて頂く考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、「食器・食缶等の修繕・更新（補充）」は、（あくまでも「修繕・更新（補充）」の）全量を事業者の負担とするものとし、仮に、経年劣化または製品の寿命により全数更新が必要となった場合は、市の負担で行うものとします。

番号	質問	頁	Ⅰ	1	⑴	1)	ｱ	①	質問	回答
									あわせて、経年劣化による全数更新についても事業者負担となるのか、費用負担の区分をご教示いただけますでしょうか。	
7	10 施設調査業務	39	Ⅲ	10					「具体的な要求水準については、入札公告の要求水準にて提示する。」とありますが、現段階でお示しいただいていない状況かと思います。お示しいただくようにお願いいたします。	事業者は、あくまでも事業期間中に実施する「施設等の更新等業務」、「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の記録等（事故や不具合とともに修繕・更新等の記録）に基づき、本施設の本事業終了後の継続使用の場合に必要と考えられる「大規模な修繕、大規模な更新等のための報告書（コメント又は引継書等に相当）」を作成してください。なお、類似業務である「要求水準書、Ⅳ 給食の運営等業務に関する要求事項、7 事業終了時の引継ぎ」も参照してください。

＜ 添付資料・別冊資料に関する質問回答 ＞

なし

＜ 落札者決定基準に関する質問回答 ＞

なし

＜ 基本協定書（案）に関する質問回答 ＞

番号	項目	頁	条	項	号	別紙	－	－	質問	回答
8	違約金の発生条件、損害賠償請求権の帰属	3	8	1～3					乙は法人格を有さないため、権利義務の主体とはならないことからすれば、８条１項及び３項の「乙は、違約金として・・・連帯して甲に支払わなければならない。」との文言や、同条３項の「乙は、甲に対して損害賠償を請求できるものとする。」との文言は、厳密には、権利義務の帰属を正確に反映した表現ではないように思います。 前者については、「乙の構成員は、違約金として、・・・連帯して甲に支払わなければならない。」に、後者は、「乙の構成員は、甲に対して損害賠償を請求できるものとする。」とするのが正確ではないでしょうか。	いずれも原案のとおりとします。本基本協定書の落札者側の当事者は落札者グループに属する個々の代表企業及び構成員全員であるところ、本基本協定書に基づく落札者側の権利義務については全員で共同で行使し連帯で履行いただく旨を明確にする観点から、「乙」という全員を総称する呼称を用いています。

＜ 事業契約書（案）に関する質問回答 ＞

番号	項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	質問	回答
9	事業者の責任の範囲について	10	4	1	18	4			第 18 条第 4 項前段の「一切の影響を与えないよう」との規定について、本件では既存の学校給食センターにおいて更新工事を実施することから、更新等の実	事業契約書（案）第 18 条第４項第一文を以下のとおり変更します。 「「事業者」は、「本件施設等」のうち「本件各更新施設

番号	項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	質問	回答
									施に伴って合理的に避けることのできない影響まで一切禁止する趣旨ではなく、事業者において合理的に可能な範囲で影響を最小化する義務を定めたものとの理解でよろしいでしょうか。 責任の範囲を明確にするため、「一切の影響を与えないよう」を「必要最小限の範囲を超えて影響を与えないよう」等に修正いただけないでしょうか。	等」以外の箇所並びに「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の実施に一切の影響を与えないよう、「施設等の更新等業務」を実施しなければならない。」を「「事業者」は、「本件施設等」のうち「本件各更新施設等」以外の箇所並びに「施設等の維持管理業務」及び「給食の運営等業務」の実施に、必要最小限の範囲を超えて影響を与えないよう、「施設等の更新等業務」を実施しなければならない。」に変更します。
10	施設等の損傷	24			50	1			事業契約書（案）に関する第１回質問回答４７において、「関係者」には「事業者及び受託者等の取引関係者を含む」とご回答いただいておりますが、単に事業者又は受託者等との取引関係があるというだけで、その者による本件施設等の損傷がすべて事業者の負担となる趣旨ではなく、当該関係者に対する事業者の選任・監督その他事業者の責めに帰すべき事由がある場合に限り、事業者が責任を負うとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第 50 条第１項では、「「本件施設等」の使用者」に、事業者及び受託者等の取引関係者を含まないこととしていますが、「事業者」が「本件施設等」の損傷につき責任を負うのは、第 50 条第２項に規定するとおり、「事業者」の責めに帰すべき事由により損傷した場合となります。当該取引関係者の損傷について、「事業者」の責めに帰すべき事由がなければ、「事業者」は責任を負いません。なお、当該取引関係者の選任又は監督等において事業者が必要な注意を欠いた場合は、「事業者」の責めに帰すべき事由に明らかに該当しますが、「事業者」の帰責事由が認められるのはこれらの場合に限るものではありません。
11	施設等の引渡し及び所有権移転	10 16 27	4 4 6	1 5	18 33 ～ 35 58				本事業では、本件施設等は既存のものであり、市が既にその所有権を有していると理解しております。１８条及び３３条では、事業者が「本件各更新施設等」を市に引き渡し、市がその所有権を取得する旨が規定されていますが、本事業において、事業者から市への所有権移転の対象となる「本件各更新施設等」が具体的に存在するのでしょうか。 存在しない場合には、１８条、３３条ないし３５条、５８条その他の引渡し及び所有権取得に関する規定について、本事業の実態に即して削除又は修正いただけないでしょうか。 また、引渡しの対象となる更新施設等が存在する場合には、そ	ご質問の前段について、「本件施設等」は既存のものであり市が所有権を有しますが、「本件各更新施設等」（更新した設備など）は所有権移転の問題が生じ得ます。もっとも、所有権移転の時期について、引渡しの前に「本件施設等」に付合するものもあるかと考えられますので、事業契約書（案）第 33 条第二文を以下のとおり変更します。なお、第 33 条第一文の引渡しは、同条第二文に定める所有権移転の時期を問わず、「本件各更新施設等」の全てについて必要になります。 「「市」は、「本件各更新施設等」の引渡しを受けることによりその所有権を取得し、自らの責任と費用負担において、必要

番号	項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	質問	回答
									の具体的な対象及び引渡しの時期をご教示ください。 なお、第１回質問回答の追記事項１（１４頁※）には「なお、不動産取得税に関しては、選定事業者が各更新施設等を原始取得し・・・」との記載がありますが、当該記載のご趣旨についてもご教示ください（「原始取得」の対象となる施設があるのであれば、具体的にご教示ください）。	に応じて登記等の手続きを行う。」を「「市」は、「本件各更新施設等」のうち「本件施設等」に付合するものについては付合の時に、その他のものについては第一文の引渡しの時に、それぞれ所有権を取得する。」に変更します。 ご質問の後段について、本事業における「施設等の更新等業務」においては、事業者が工事の直接の契約主体（発注者）となり、完成した施設等を一旦「原始取得」したうえで市に所有権を移転する（引き渡す）形式となります。この一連の手続きにおいて不動産取得税が賦課される可能性が皆無ではないことから、一定の要件（未使用のまま６か月以内の所有権移転など）を満たすことで不動産取得税の非課税措置の適用を受けられるようにするための留意事項（事業者による手続き上の対応策）として入札説明書に記載したものです。なお、「原始取得」としなければならない施設等については、山形県税務当局の判断によるところとなります。
12	「不可抗力」に係る協議及び増加費用の負担	36	9		75				“「事業者」は、「不可抗力」により、「要求水準書等」及び「設計図書」に従い「本件各更新施設等」の更新等若しくは工事ができなくなった場合、”と記載がございますが、例えば「施設等の更新等（調査・設計、建設等）業務期間」外である 2028 年 3 月末（各種業務の準備期間）に不可抗力が起こり、2028 年 4 月からの更新業務の実施が困難となった場合は、事業者負担は発生しない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ご質問のような場合であっても、事業契約書（案）第 75 条第１項の通知について、現事業者の協力を得て可能な範囲で行うものとし、第 75 条第２項に定めるとおり「不可抗力」により履行できなくなった義務を免れることとなります。なお、事業契約の締結の日から令和 10 年３月末日まで（各種業務の準備期間）においては、同条第２項のただし書きは適用されないものとします。
13	「不可抗力」に係る協議及び増加費用の負担	36	9		76	3	1		事業者負担金額の算定根拠として、“当該「事業年度」”や“前「事業年度」”、“変動料金総額”との記載がございますが、現在の記載ですと、サービス対価（各業務の費用相当分や変動料金単価）は指標による改定にて変更される認識ですので、応札段階では事業者負担額の最大値について明確にできない状況との理解でございます。	原案のとおりとします。

番号	項目	頁	章	節	条	項	号	別紙	質問	回答
									そのような理解の場合、事業者としては負担可能性のある金額について余剰をみたうえでの応札や保険設定等を検討する必要があり、応札金額に影響が考えられます。 事業契約書（案）第 68 条の違約金算定根拠にて記載のある“「本契約」締結時点での”のように、応札段階で負担額を規定できるように文章を変更いただけないでしょうか。	

＜ その他に関する質問回答 ＞

番号	項目	箇所	質問	回答
14	第 1 回質問回答 第 2 回質問回答	質問回答	公示資料一式について、第1回および、第2回質問回答にて発生した追記や訂正事項等については、修正したデータにて別途公表いただける理解でよろしいでしょうか。 その場合は、修正を反映したクリーン版と、履歴付きのデータのどちらも公表いただけないでしょうか。	落札者決定後における「基本協定書」、「事業契約書」の締結確認協議において、提示するものとします。
15	協議事項		本事業は 10 年間の長期契約であることから、契約期間中に最低賃金の上昇、人材不足による市場賃金の上昇、必要人員の確保困難に伴う広域的な人材確保、人員配置計画の見直し等により、事業開始時に想定した運営条件が大きく変化する可能性があります。 このような事業者の合理的な努力をもってしても回避困難な社会経済情勢の変化により、事業継続及び安定運営に重大な影響が生じる場合には、サービス購入費の見直し、業務区分の変更その他必要な措置について、市と事業者で協議を行うことが可能との理解でよろしいでしょうか。 また、全国的な労働力不足の進行により、事業開始時に想定していた人員構成での運営が困難となり、安定運営確保のため人員配置計画の見直しや広域的な人材確保が必要となった場合のリスク分担について、市と事業者で協議を行うことが可能との理解でよろしいでしょうか。	前提として、10 年間の契約であることを十分に理解した上での提案をお願いします。なお、給食運営等費相当分の支払額の改定方法については、番号２への回答を参照してください。その他の点について、事業契約書（案）で定めるとおりですが、事業契約書（案）第 81 条に基づく協議が必要な場合にあっては、市は当該協議に応じるものとします。
16	入札説明書等に関する	入札説明書に関する質問回答 No11	「入札説明書に関する質問回答 No11」にて、”原案のとおりとします。番号９への回答を参照	「入札説明書Ⅳ６(2)」の「3)施設等更新等費相当分の支払等」に以下を追記します。

番号	項目	箇所	質問	回答
	質問回答（1回目）等		してください。”との回答をいただいております。 サービス対価Ａ 「施設等の更新等業務に係るサービス購入費」の「その他費用」に該当するSPC設立に関する経費や、その後の2028年3月までSPC運営に必要な経費については、貴市からのサービス対価支払い前にSPC内で処理する必要があり、一回目の回答を前提とした場合、SPC内で別途融資機関からの資金調達を含めた検討をしなければならず、金利影響等を含め、応札金額に大きく影響することが考えられます。2期事業と同様に、「発生時期が最も近い業務に割り振る」としたく存じますが、ご再考いただけないでしょうか。	「エ 以上の規定に係わらず、施設等更新等費相当分のうち「カ その他費用（選定事業者の開業に要する諸費用、保険料、その他施設等の更新等業務に関して初期投資として必要となる諸費用）」については、選定事業者の令和10年度冒頭の請求を受け、市は、適法な請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。なお、「選定事業者の開業に要する諸費用」には、「令和９年度の選定事業者の人件費、一般管理費、事務費、保険料等」を含むものとする。」
17	業務内容	センター仕分け作業	ジャム、ソース類をについて、現在はセンターにて仕分け作業を行っておりますが、学校への直配送としていただくことをご検討いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

以　上

東根市学校給食センター維持管理運営等における包括的民間委託事業
プレゼンテーション及びヒアリング実施要領（案）

本実施要領は、令和８年 12 月 21 日（月）に実施する東根市学校給食センター維持管理運営等における包括的民間委託事業に関するプレゼンテーション及びヒアリングについて必要な事項を定めたものです。

１　プレゼンテーション及びヒアリングについて

(1) 対象者

東根市学校給食センター維持管理運営等における包括的民間委託事業において入札参加資格があると認められ、かつ、入札書及び提案書を提出した入札参加者（入札参加グループ）を対象に行います。

(2) 実施場所

東根市役所３階３０１会議室　／　４階４０１会議室（控室）

(3) 実施日時

令和８年 12 月 21 日（月）14 時 00 分～14 時 40 分（参加者は、13 時 45 分までに控室に入室してください。13 時 50 分から 14 時 00 分の間は機材の設営時間とします。）

(4) 出席者

1)　入札参加者側

入札参加グループの構成員又は協力企業に所属する 12 名以内とし、出席予定者は、令和８年 12 月〇日（〇）17：00 までに届けてください。（任意様式）

2)　市側

審査委員、事務局、アドバイザリーの 12 名程度を予定しています。

２　プレゼンテーション及びヒアリングの進め方

(1) 控室で、市担当者に、プレゼンテーション資料（11 部）を提出してください。

(2) 市担当者の案内で、会場に入室し、機材の設営後に着席してください。

(3) 開始を告げましたら、速やかに、プレゼンテーションを開始してください。

(4) プレゼンテーションの時間は 20 分間、その後のヒアリングの時間は 20 分間の合計 40 分間を予定していますが、ヒアリングの時間については前後する場合があります。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、提案書全般を対象とします。ヒアリングには、簡潔、かつ、明確にお答えください。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングの終了後は、速やかに機材を徹収し、会場から退出してください。

３　プレゼンテーション及びヒアリング等の留意事項

(1) プレゼンテーション資料（11 部）は、Ａ４版・横使い・横書き・片面印刷とし、枚数に制限は設けませんが、可能なかぎり簡潔なものとしてください。記載する内容は、「提案書」または「提案書に関する確認書（回答）」の内容と一致させ、新たな（「提案書」または「提案書に関する確認書（回答）」に記載のない）内容は認めません。なお、体裁の加工等については、この限りではありません。

(2) プレゼンテーション資料以外の説明資料等の配布は、不可とします。

(3) プレゼンテーション資料の配布は、市担当者が行います。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングにあたり、原則として、社名等が分かるような記載（プレゼンテーション資料）、発言、表現等は行わないでください。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングでの入札参加者の発言（説明・回答等）は、入札書等及び提案書と一体のものとして取扱い、事業者を拘束するものとなります。

(6) プロジェクターとスクリーンは、市側で用意しますが、パソコンについては、入札参加者側で用意してください。

以　上